

農業生産法人以外の法人の農業参入について

1．検討の方向

- (1) 農村地域における高齢化の進行や担い手不足等から、農地の遊休化が顕著な地域が生じており、この状況が続けば地域農業の存続が危ぶまれる事態が懸念される。
- (2) このため、こうした地域について、地方公共団体の意向を踏まえて、現行農地法では農地の権利取得が認められていない法人の経営参入が可能となるよう、構造改革特区の手法を活用することを検討。
- (3) これにより、これら法人の活力をもって遊休農地の有効利用を図り、地域農業の振興ひいては地域経済の活力の回復を期する。
- (4) 以上の考え方の下、農業生産法人以外の株式会社等の法人の農業参入が可能となるよう、地域との宥和にも留意しつつ、農地法の特例措置を講ずる特区について検討する。(農地を取得しうる法人の要件の緩和を検討。)

2．制度の現状

農地法上、農地の権利取得（所有権又は使用収益権）が認められる法人は、一定の要件を満たす法人（農業生産法人）に限られている。

< 農業生産法人の要件 >

1 法人形態要件

農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるもの）、有限会社に限定。

2 事業要件

法人の主たる事業が農業（農産物の加工・販売等関連事業を含む。）であること。

3 構成員要件

- ア 法人に農地の権利を提供した個人
- イ 法人の行う農業（関連事業を含む。）に常時従事する者
- ウ 法人に現物出資を行った農地保有合理化法人
- エ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会
- オ 法人から法人の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける者（例：スーパー、食品加工業者）
- カ 法人の事業の円滑化に寄与する者（例：ライセンス契約を締結した種苗会社）

オ及びカの議決権は、全体で1/4以下、1構成員当たり1/10以下

4 業務執行役員要件

法人の行う農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員が役員の数過半を占め、かつ、その過半を占める役員過半が農作業に一定程度以上従事すること。